

奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、お元気でご活躍のことと存じます。

特に、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。最初の引き落としができないと、延滞となり、なかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会に説明し、資料を配付しましたが、改めてお知らせしますので、以下の点についてもう一度ご確認ください。

- あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。
- あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。ご相談の際は、奨学生番号が必要です。

現時点ですでに返還を開始していたり、在学届の提出や返還期限の猶予等の手続きを済まされた方は特に手続き等は必要ありません。

貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構相談窓口》

電話：0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル 03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、こちらへ→ <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>